

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前8時30分から午後5時15分（紙入札の場合（下記4.（1）の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表. 1のとおりとする。

平成31年1月24日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局

磐城国道事務所長

菅 沼 真 澄



1. 工事概要

- (1) 工事名 双葉地区6号維持補修工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 福島県双葉郡広野町大字夕筋～福島県双葉郡浪江町大字藤橋 地内
- (3) 工事内容 道路巡回工 1式
道路維持工 1式
道路補修工 1式
道路除雪工 1式
- (4) 工期 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 使用する主要な資機材 特に無し
- (6) 工事实施形態

本工事における工事实施形態は下記のとおりとする。

- ① 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
- ② 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（I型））の適用工事である。
- ③ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ⑤ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置する場合に、主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価する試行工事である。
- ⑥ 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- ⑦ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
- ⑧ 本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑨ 本工事は、入札書と競争参加資格確認資料の提出を同時に行う工事である。

⑩ 本工事は、地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という）の参加を認める試行工事である。

なお、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は地域JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

(7) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

(8) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。

(9) 契約締結日は平成31年4月1日、契約期間の始期は平成31年4月1日とする。ただし、4月2日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

2. 競争参加資格

次の(1)から(14)までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）、又は、次の(1)から(14)までに掲げる条件を満たしている者により構成されている地域JVであって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成31年1月24日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から双葉地区6号維持補修工事に係る地域JVとしての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

なお、地域JVにあつては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、希望工種を維持修繕工事として申請を行い受理されている者であり、平成31年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。平成31年4月1日に、平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち維持修繕工事の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、当該入札は無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成15年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡し完了（平成31年3月31日完成・引き渡し完了見込を含む）した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。また、地域JVの施工実績については、出資比率又は工事請負代金に占める分担工事額の割合が10%以上の場合のものに

限る。)

- ① 供用中の道路(高速自動車国道、国道、都道府県道、市町村道)における道路維持の施工実績かつ道路除雪の施工実績。

(※道路維持と道路除雪は同一工事・作業でなくとも良い。また、道路除雪の施工実績には、凍結抑制剤の散布を含むものとする。)

なお、上記に示す道路維持の施工実績とは、舗装補修工、道路清掃工、道路除草工、道路巡回工、応急処置工のいずれかを含む工事・作業の施工実績とする。

(※区画線工事、塗装工事、標識工事等の専門工事は除く)

- ② 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事(いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。)である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事務による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

- ③ 経常建設共同企業体(甲型)及び地域JVにあつては、構成員のうち何れか1社が、上記①から②までの要件を満たしていること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

- ① 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ② 平成15年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了(平成31年3月31日完成・引き渡し完了見込を含む)した、下記(ア)及び(イ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ア)の施工経験は、(イ)に掲げる施工経験(以下、代要件という。)に代えることができる。

- (ア) 供用中の道路(高速自動車国道、国道、都道府県道、市町村道)における道路維持の施工経験かつ道路除雪の施工経験。

(※道路維持と道路除雪は同一工事・作業でなくとも良い。また、道路除雪の施工経験には、凍結抑制剤の散布を含むものとする。)

なお、上記に示す道路維持の施工経験とは、舗装補修工、道路清掃工、道路除草工、道路巡回工、応急処置工のいずれかを含む工事・作業の施工経験とする。

(※区画線工事、塗装工事、標識工事等の専門工事は除く)

- (イ) 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停

止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(イ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

(ウ) 維持修繕工事の施工経験（代要件）

「維持修繕工事」とは、上記2. (2)に示す工事種別とする。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。
- ④ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。
- ⑤ 経常建設共同企業体（甲型）及び地域JVにあつては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、うち1人が上記①及び②の要件を満たしていること。

また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

なお、地域JVで、入札説明書に示す要件を満たす構成員が技術者を専任で配置する場合、他の構成員の配置する技術者の専任は要しない。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 福島県内に本社（本店）、支店、又は営業所が所在すること。
なお、本社（本店）、支店、営業所は、建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づくものとする。
- (10) 経常建設共同企業体（甲型）及び地域JVにあつては、全ての構成員が、(1)、(6)及び(9)の要件を満たしていること。
- (11) 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成26年度から平成29年度までに完成・引渡し完了した維持修繕工事について、次の要件を満たしていること。
 - ① 当該工事種別の工事における工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。
なお、実績がない場合については、工事成績評定点を要件としない。
 - ② 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、当該工事種別の工事における当該経常建設共同企業体（甲型）の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、当該工事種別の工事における実績がある全ての構成員について、工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。
なお、当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。

③ 地域JVにあつては、当該工事種別工事における実績がある全ての構成員について、工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。

なお、構成員のうち実績を有しない者については、工事成績評定点を要件としない。

(12) 入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、確認資料の提出までに、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は分任支出負担行為担当官の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 施工計画（技術的所見）が適切であること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の①から②までと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 施工能力等（企業の能力等、技術者の能力等）

(2) 総合評価の方法

① 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記(1)②。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒970-8026 福島県いわき市平字五色町8の1
国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所 経理課
電話 0246-23-2212

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表1. ①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

申請書は、別表1. ②に示す期日までに、確認資料は、別表1. ③に示す期日までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得た場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表1. ③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。ただし、承諾を得た場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出することもできる。

開札は、別表1. ④に示す日時に東北地方整備局磐城国道事務所入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行平代理店（東邦銀行いわき営業部））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 落札者は、上記3. に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その限りではない。

(5) 配置予定技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置技術者（専任補助者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。

- (6) 専任の主任技術者（又は監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者（又は監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)と同じ。
- (13) 競争参加資格を満たしていない者の参加
上記2. (2)に掲げる条件を満たしていない者も上記4. (3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2. (2)の条件を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 本工事の競争参加資格に定める支店、営業所が所在することにより競争参加資格を有し、入札に参加し落札決定の通知を受けた者に落札決定通知後、契約締結前に建設業法に規定する営業所専任技術者の確認及び営業所の活動実態の確認に関する資料を提出させる場合がある。その結果、疑義が生じた場合は、建設業許可部局に情報提供するとともに、建設業法違反の事実が確認された場合等は、落札決定を取消すとともに、指名停止とすることがある。契約締結後であれば契約を解除することがある。なお、資料の提出を拒否した場合においても落札決定を取消す。
- (15) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

別表1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前8時30分から午後5時15分（紙入札の場合（上記4.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに下記のとおりとする。

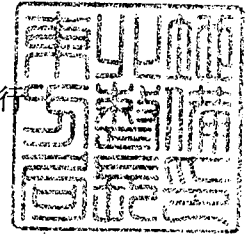
①	入札説明書の交付期間	公告の日から 平成31年2月13日午後2時まで
②	申請書の提出期限	平成31年1月31日午後2時まで
③	確認資料の提出期限及び入札の締切	平成31年2月13日午後2時まで
④	開札日時	平成31年3月 5日午後1時30分

競争参加者の資格に関する公示

双葉地区6号維持補修工事に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「地域維持型建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成31年1月24日

東北地方整備局長 高田 昌行



- 1 工事名 双葉地区6号維持補修工事
- 2 工事場所 福島県双葉郡広野町大字夕筋～福島県双葉郡浪江町大字藤橋 地内
- 3 工事内容 道路巡回工1式、道路維持工1式、道路補修工1式、道路除雪工1式
- 4 工期 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

5 申請の時期

平成31年1月24日から平成31年1月31日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日。なお、申請期限の日の翌日以降、本工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6 申請の方法

(1) 申請書等の入手方法

「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）、地域維持型建設共同企業体協定書（甲）、及び地域維持型建設共同企業体協定書（乙）は、東北地方整備局ホームページ（<http://www.thr.mlit.go.jp>）へアクセスして入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟 東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話022-225-2171(代) に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- ① 地域維持型建設共同企業体協定書（甲）、又は地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（上記6(1)の条件を満たすものに限る。）の写し。
- ② 下記7(2)②及び③の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成31年1月24日付け分任支出負担行為担当官東北地方整備局磐城国道事務所長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2、

3を使用すること。)

③ 最新の総合評価値通知書（写し）

④ 納税証明書 その3の3（写し）発行から3箇月以内のもの。

(3) 申請書類等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 地域維持型建設共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月1日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体及び次に掲げる(1)から(4)の条件を満たさない地域維持型建設共同企業体については、地域維持型建設共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の地域維持型建設共同企業体については、平成30年10月1日付け公示6（建設工事）の(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して地域維持型建設共同企業体としての資格があると認定する。

(1) 地域維持型建設共同企業体の構成

地域維持型建設共同企業体の構成は、次の条件を満たす2社から5社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含む組合せとする。

なお、経常建設共同企業体及び中小企業等協同組合法による事業協同組合を構成員とすることはできない。

また、甲型の地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体協定書（甲）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）及び乙型の地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体協定書（乙）を使用する地域維持型建設共同企業体をいう。以下同じ。）を混在させた組合せは認めない。

① 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、希望工種を維持修繕工事として申請を行い受理されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④ 一の企業が、本工事の競争参加資格確認申請から開札までの期間において東北地方整備局管内において申請できる地域維持型建設共同企業体の数は1つとする。

(2) 構成員の技術的要件等

地域維持型建設共同企業体の構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

① 全ての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれ

を同等として取り扱うことができるものとする。

② 構成員のいずれか1社が、本工事の「入札公告（建設工事）」に示す施工実績を有すること。

③ 全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、本工事の「入札公告（建設工事）」に示す資格要件を満たしていること。また、構成員の何れかの技術者が、本工事の「入札公告（建設工事）」に示す施工経験を有すること。なお、下記イ又はロに掲げる構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任は要しない。分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。

イ 構成員に東北地方整備局における一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

ロ 構成員に東北地方整備局における一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に特定建設業者が含まれる場合は、特定建設業の許可）を有し、東北地方整備局における維持修繕工事の有資格業者のうちいずれかの者

④ 全ての構成員が、福島県内に本社（本店）があり、かつ、いわき、相双地方生活圏内（本生活圏に含まれる市町村名は下記※を参照。）に本社（本店）、支社（支店）又は営業所が所在すること。いずれも本工事に対応する建設業法の許可を受けていること。

なお、本社（本店）、支社（支店）、営業所は、建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づくものとする。

※いわき地方生活圏：いわき市

※相双地方生活圏：南相馬市、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

(3) 出資比率要件

甲型の地域維持型建設共同企業体の場合は、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。また、乙型の地域維持型建設共同企業体について分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。

(4) 代表者要件

代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定された者とする。

8 一般競争参加資格審査の申請を行っていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記7(1)①の申請（同7(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を行っていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も同5及び同6により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、同7(1)①の申請を行っていない構成員が同7(1)①の申請を行い受理されていることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

9 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にとっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

- (1) 地域維持型建設共同企業体の名称は、「双葉地区6号維持補修工事〇〇・〇〇地域維持型建設共同企業体」とする。
- (2) 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 地域維持型建設共同企業体については、一の企業との同時登録並びに特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体との同時結成及び登録は可能であるものとする。
- (4) 全ての構成員は、平成31年4月1日に7(1)①の申請による一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。